

○岡山県指定金融機関等事務取扱規程

改正 昭和 42 年 6 月 1 日、43 年 4 月 1 日、44 年 3 月 26 日、49 年 4 月 1 日、6 月 1 日、9 月 7 日、51 年 7 月 1 日、52 年 4 月 1 日、56 年 6 月 1 日、61 年 3 月 17 日、8 月 15 日、62 年 3 月 4 日、平成 5 年 3 月 26 日、8 年 3 月 21 日、11 年 3 月 10 日、12 年 4 月 1 日、14 年 1 月 28 日、16 年 1 月 1 日、17 年 4 月 1 日、18 年 4 月 1 日、6 月 1 日、19 年 4 月 1 日、10 月 1 日、20 年 4 月 21 日、6 月 2 日、21 年 4 月 1 日、24 年 4 月 1 日、25 年 4 月 1 日、26 年 4 月 1 日、27 年 4 月 1 日、31 年 4 月 1 日、令和 2 年 4 月 1 日、4 年 1 月 4 日、5 年 4 月 1 日、6 年 4 月 1 日、6 年 10 月 1 日

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 21 条）
- 第 2 章 歳入金の取扱（第 22 条―第 41 条）
- 第 3 章 歳出金の取扱（第 42 条―第 62 条）
- 第 4 章 報告及び決算（第 63 条―第 70 条）
- 第 5 章 歳入歳出外現金等（第 71 条―第 80 条）
- 第 6 章 帳簿及び書類（第 81 条―第 86 条）
- 第 7 章 雑則（第 87 条―第 90 条）
- 附則

第 1 章 総則

（指定金融機関等の事務）

第 1 条 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）は、法令その他に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところにより誠実かつ公正に県の公金（以下「公金」という。）の収納又は支払に関する事務を取り扱わなければならない。

2 指定金融機関は、指定金融機関等の職員が前項の規定に違反し、又は善良な管理を怠り若しくは取扱者の過失により県に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

（指定金融機関）

第 2 条 指定金融機関は、その本店、支店及び出張所をして公金の収納及び支払に関する事務を取り扱わせるほか、指定代理金融機関をして公金の収納及び支払の事務を、収納代理金融機関をして公金の収納の事務を取り扱わせなければならない。

2 知事は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定しようとするときは、指定金融機関の意見を聴いて指定し、その都度指定金融機関に通知するものとする。

（指定金融機関等相互間の契約）

第 3 条 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関における公金の収納又は支

払の事務について責任をもち、当該指定代理金融機関及び収納代理金融機関と契約を締結しなければならない。

- 2 指定金融機関は、前項の規定により契約を締結するときは、指定代理金融機関及び収納代理金融機関から担保を提供させることができる。

(統括店)

第4条 指定金融機関は、本店を統括店とし、指定金融機関等における公金の収納及び支払の事務を統括し、当該事務に関し指定金融機関等を指導及び監督させなければならない。

(取引店、一般店、取りまとめ店、取扱店、及び収納店)

第5条 指定金融機関は、その店舗のうち知事の承認したもの（以下「取引店」という。）において、公金の収納に関する事務及び本庁、県事務所のそれぞれに属する公金の支払に関する事務を取り扱わせなければならない。

- 2 指定金融機関は、統括店及び取引店に指定された店舗以外の支店及び出張所（以下「一般店」という。）において、公金の収納に関する事務を取り扱わせなければならない。
- 3 指定金融機関は、指定代理金融機関の店舗のうち知事の承認したもの（以下「取りまとめ店」という。）において、公金の収納に関する事務並びに本庁及び県事務所のそれぞれに属する公金の支払に関する事務を取り扱わせなければならない。この場合において、指定金融機関は、公金の収納に関する事務については取引店に所属させなければならない。
- 4 指定金融機関は、指定代理金融機関の店舗のうち取りまとめ店に指定された以外のもの（以下「取扱店」という。）を取引店又は一般店に所属させ、公金の収納に関する事務を取り扱わせなければならない。
- 5 指定金融機関は、収納代理金融機関の店舗（以下「収納店」という。）を取引店又は一般店に所属させ、公金の収納に関する事務を取り扱わせなければならない。

(指定金融機関等の事務取扱時間とその特例)

第6条 指定金融機関等が公金の収納及び支払をする時間は、当該指定金融機関等の営業時間とする。ただし、会計管理者及び出納員（以下「出納機関」という。）が特に必要と認めて要請したときは、著しく業務に支障がない限り営業時間外であってもその取扱をしなければならない。

(指定金融機関等の職員の派出)

第7条 指定金融機関等は、出納機関から公金の収納に関し臨時に職員の派出について要請を受けたときは、これに応じなければならない。

(預金の整理)

第8条 指定金融機関等は、その取り扱う公金を預金の種類に応じて区分整理しなければならない。

- (1) 普通預金
- (2) 別段預金
- (3) 当座預金
- (4) 指定預金

(公金の受入)

第9条 指定金融機関等は、その受け入れた公金を次に掲げるところにより岡山県名義の預金としなければならない。ただし、県外に所在する収納店（以下「県外収納店」という。）においては、地方公共団体の公金を扱う別段預金口座の預金としなければならない。

（１）統括店においては、普通預金に受け入れるものとする。

（２）取引店、一般店、取りまとめ店、取扱店及び収納店においては、別段預金に受け入れるものとする。

(普通預金等の区分)

第10条 指定金融機関等は、前条の規定による普通預金及び別段預金（以下「預金」という。）を、それぞれ本口預金及び別口預金に区分しなければならない。ただし、県外収納店においては、この限りでない。

2 本口預金として受け入れる公金は、次の各号に掲げるものとする。

（１）納入義務者から直接収納した現金

（２）出納機関及び収納出納員（以下「出納機関等」という。）の払込に係る現金

（３）口座振替により収納した現金

3 別口預金として受け入れる公金は、次の各号に掲げるものとする。

（１）納入義務者から直接収納した、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2第3項に規定する証券（以下「代用納付証券」という。）並びに代用納付証券及び代用納付証券の納付により納入額の不足を生じた場合における当該不足額を現金で納付するときの当該現金（以下「代用納付証券等」という。）

（２）出納機関等の払込に係る代用納付証券等

(別口預金から本口預金への組替)

第11条 別口預金として受け入れた代用納付証券は、手形交換等の手続により決済された日にこれを別口預金から払い出し、本口預金に組み替えなければならない。別口預金として受け入れた現金についても、また同様とする。ただし、県外収納店においては、この限りでない。

(公金の支払)

第12条 指定金融機関及び指定代理金融機関は、その支払う公金をすべて当座預金から払い出さなければならない。

(当座預金の残高限度)

第13条 統括店は、別に定める金額を毎日の当座預金の残高の限度額として保有するものとする。

(支払準備金への組替)

第14条 統括店は、公金の支払を行う場合においては、出納機関の通知によらず、普通預金から当該支払所要額を限度として当座預金に組み替えることができる。

(指定預金)

第 15 条 統括店は、会計管理者から特別の条件を付した預金（以下「指定預金」という。）に組替の通知があったときは、その指示により普通預金からこれを払い出し、それぞれの預託先に預託の手続を取らなければならない。

（指定金融機関等における収納及び支払事務の整理区分）

第 16 条 指定金融機関等は、次の各号に掲げる区分により公金の収納又は支払の事務を取り扱わなければならない。

- （１）歳入金
- （２）歳出金
- （３）一時借入金
- （４）歳入歳出外現金

（歳入金及び歳出金の整理区分）

第 17 条 統括店は、歳入金及び歳出金を会計年度ごとに一般会計及び特別会計に区分し、特別会計にあつては法第 209 条第 2 項の規定により設置された会計種別ごとに区分し、整理しなければならない。

2 一般会計の歳入金にあつては、前項の整理区分によるほか款ごとに整理しなければならない。

（歳入歳出外現金の整理区分）

第 18 条 統括店は、歳入歳出外現金を会計年度ごとに、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号。以下「規則」という。）第 173 条の規定による整理区分に従って区分し、整理しなければならない。

（預金利子）

第 19 条 指定金融機関及び指定代理金融機関は、県の預金について指定金融機関及び指定代理金融機関が定めた利率によって利子を付さなければならない。ただし、地方公共団体の公金を扱う別段預金口座の預金については利子を付さないものとする。

第 20 条 削除

（統括店への委任）

第 21 条 この規程に定めるものを除くほか、指定金融機関等の公金の取扱について必要な手続等に関しては、統括店が会計管理者の承認を受けて定めるものとする。

第 2 章 歳入金の取扱

（指定金融機関等の公金の領収及び原符保管）

第 22 条 指定金融機関等は、納入通知書、納付書、収納金払込書、返納通知書その他納入に関する書類（以下「納入通知書等」という。）を添えて公金の納付を受けたときは、これを領収し、領収書（当該指定金融機関等が領収を証する書面として定める様式に当該納入通知書等を転写したものを含む。）を納入義務者に交付するとともに納入通知書等の原符は自ら保

管しなければならない。この場合において取引店及び一般店は、領収済通知書を統括店に送付し、統括店は出納機関に送付しなければならない。ただし、集中払込をしている指定金融機関等については、納入通知書等の原符を一括して保管できるものとする。また、県外収納店においては、納入通知書等の原符を県内に所在する同一金融機関の収納店であって県外で収納された公金の取りまとめを行う店舗（以下「集中収納店」という。）へ送付し、この納入通知書等の原符は集中収納店において保管しなければならない。

- 2 前項の規定により、納付を受けた公金が代用納付証券等であるときは、指定金融機関等は、納入通知書等の各片の欄外に代用納付証券等による納付であることを表示しなければならない。
- 3 指定金融機関等は、第 57 条の規定による繰替払をしたときは、当該公金に係る納入通知書等の各片の欄外に「繰替払 円」と表示しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により、指定金融機関等が公金の納付を受けた場合（公金振替収納・口座振替収納・県民局公金領収収納を除く。以下「窓口収納」という。）、知事は、窓口収納事務の取扱に要する経費として、指定金融機関と別に定める窓口収納手数料を指定金融機関等に支払うものとする。

（指定納付場所における領収）

第 23 条 特に納付場所を指定している公金の収納については、その指定納付場所の指定金融機関等でなければ領収することができない。

（代用納付証券の領収）

第 24 条 指定金融機関等が代用納付証券によって収納しようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認した後領収しなければならない。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 156 条第 1 項各号の一に該当するものであること。
 - （2）証券に必要な記載要件が整備されていること。
 - （3）小切手については、その支払地が規則第 49 条に規定する区域内であること。
- 2 指定金融機関等は、支払の際利子税の課税をうける国債又は地方債の利札及び割引債証券を領収する場合は、その納付額を表示しなければならない。

（代用納付証券等による納付の特例）

第 25 条 当該年度の歳入金の受入をすることができる期間内に、代用納付証券等の納付があったものについて、当該期間の満了後において支払を拒絶されたときは当該年度にさかのぼり歳入がなかったものとして取り扱わなければならない。

（返納金の領収）

第 26 条 指定金融機関等は、当該年度の歳出金の返納金を戻入することができる期間内に返納者から返納通知書を添えて公金の納付を受けたときは、第 22 条第 1 項の規定に準じ処理しなければならない。

- 2 指定金融機関等は、当該年度の歳出金の返納金を戻入することができる期間を経過した後において返納通知書を添えて公金の納付を受けたときは、これを領収し、当該返納通知書各片の欄外に「現年度収入」の表示をし、第 22 条第 1 項の手続をしなければならない。ただし、県外収納店においては、この限りでない。

(出納機関等の払込に係る現金又は代用納付証券等の領収)

第 27 条 指定金融機関等は、出納機関等から収納金払込書を添えて現金又は代用納付証券等の払込を受けたときは、これを領収し領収書を出納機関等に交付しなければならない。

2 指定金融機関等は、出納機関等から払込を受けた代用納付証券については速やかにこれを支払人に呈示し、その支払を受けなければならない。

(出納機関等の払込代用納付証券の支払拒絶通知)

第 28 条 指定金融機関等は前条の規定により払込を受けた代用納付証券で支払拒絶になったものについては、支払拒絶証券送付書(別記様式第 1 号)を添えて当該証券に「 年 月 日 支払拒絶」の表示をし、指定金融機関等の認印を押印して当該証券を払い込んだ出納機関に送付しなければならない。ただし、県外収納店においては、収納店所定の手続きにより処理するものとする。

(代用納付証券の呈示)

第 29 条 指定金融機関等は、第 24 条の規定により直接納入義務者から納付を受けた代用納付証券を速やかに支払人に呈示し、その支払を受けなければならない。

2 前項の規定による支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったものについては、速やかに当該証券を納付した者に対し証券等還付通知書(別記様式第 2 号)を交付し、当該納入に係る証券が支払拒絶された旨及び納入者の請求によりその証券を還付する旨を通知しなければならない。ただし、県外収納店においては、収納店所定の手続きにより処理するものとする。

3 指定金融機関等は、支払拒絶証券の還付を受けようとする者が提出した無効証券等還付請求書(別記様式第 3 号)を受け取ったときは、無効証券領収証書(別記様式第 4 号)と引き換えに当該証券を還付しなければならない。ただし、県外収納店においては、収納店所定の手続きにより処理するものとする。

4 第 2 項の規定による通知をしたにもかかわらず、当該納入者がその証券の還付請求をしないものについては、指定金融機関等は、別に安全な場所を定め一括して保管しなければならない。この場合において、当該通知を受けるべき者がその受取を拒んだとき又は住所及び居所が不明等のため、当該書類の送達ができないときは、公示送達の方法により公告し、整理しなければならない。

(代用納付証券等による収納)

第 30 条 指定金融機関等が、代用納付証券等の納付を受けた場合において当該証券の一部について支払を拒絶されたときは、その納付された現金及び支払を受けることができた現金を除き、前条第 2 項の手続を取らなければならない。

(支払拒絶された代用納付証券に係る納入通知書等)

第 31 条 指定金融機関等は、代用納付証券が支払拒絶となったときは、当該証券の納付に係る納入通知書原符、納付書原符及び領収済通知書の欄外に支払拒絶の旨及びその年月日を表示し、当該納入通知書原符等を出納機関に送付しなければならない。この場合において、当該収入の所属する出納機関の取引店を経由するものとする。

2 前項の場合において、代用納付証券の一部が支払拒絶されたものであるときは、その支払

拒絶されたものについて支払拒絶の旨及びその年月日、金額を表示し、送付しなければならない。

(指定金融機関等の収納金の振替)

- 第 32 条 取りまとめ店、取扱店及び収納店(農業協同組合、県外収納店及び集中収納店を除く。)は、第 22 条の規定により領収した公金を、領収した日の翌営業日までに取引店又は一般店の別段預金に振り込み又は振り替えなければならない。
- 2 収納店のうち農業協同組合の支所及び出張所は、第 22 条の規定により領収した公金を、領収した日の翌営業日までに当該農業協同組合の本所又は地区を取りまとめて収納金の払込を行う店舗(以下「地区集約店」という。)の別段預金に振り込み又は振り替えなければならない。
- 3 収納店のうち農業協同組合の本所又は地区集約店は、第 22 条の規定により領収した公金及び前項の規定により振込又は振替を受けた公金を、領収等をした日の翌営業日(当該支所及び出張所が領収した翌々営業日)までに取引店又は一般店の別段預金に振り込み又は振り替えなければならない。
- 4 収納店のうち県外収納店は、第 22 条の規定により領収した公金を、領収した日を含め 5 営業日以内に集中収納店の別段預金に振り込み又は振り替えなければならない。
- 5 収納店のうち集中収納店は、第 22 条の規定により領収した公金及び前項の規定により振込又は振替を受けた公金を、領収等をした日の翌営業日までに取引店又は一般店の別段預金に振り込み又は振り替えなければならない。
- 6 前 5 項の規定により収納金の振込又は振替をするときは、当該振込又は振替に係る公金の領収済通知書を添えなければならない。
- 7 取引店及び一般店は、第 22 条、第 24 条及び第 26 条の規定により領収した公金並びに第 1 項、第 3 項及び第 5 項の規定により振込又は振替を受けた公金を、領収等をした日に統括店の普通預金に振り込まなければならない。
- 8 第 10 条の規定により、別口預金として整理している代用納付証券については、当該証券を支払人に呈示しその支払を受け、当該店舗の本口預金に受け入れ(代用納付証券とともに納付された現金も同様とする。)した後、第 1 項、第 2 項及び第 3 項の手続を取らなければならない。この場合において当該店舗の本口預金に受け入れる日は、その証券について決済された日とする。

(県内等で株式会社ゆうちょ銀行が収納する公金の取扱)

- 第 33 条 株式会社ゆうちょ銀行が岡山県、鳥取県、島根県、広島県及び山口県の店舗等で収納する公金は、岡山県税条例(昭和 29 年岡山県条例第 37 号)第 3 条第 1 項に規定する徴収金(以下「県税」という。)、岡山県県民生活関係手数料徴収条例第 2 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に規定する手数料、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和 40 年岡山県規則第 5 号)第 17 条(同規則第 23 条において準用する場合を含む。)に規定する償還金及び違約金(以下「母子・父子・寡婦福祉資金償還金等」という。)、岡山県心身障害者扶養共済制度条例(昭和 45 年岡山県条例第 21 号)第 8 条に規定する掛金(以下「心身障害者扶養共済掛金」という。)、児童福祉法第 56 条の規定による費用徴収規則(昭和 62 年岡山県規則第 32 号)第 2 条及び第 3 条に規定する費用(以下「児童保護弁償金」という。)、岡山県営住宅条例(平成 9 年岡山県条例第 39 号)第 18 条第 1 項に規定する家賃及び第 61 条第 1 項に規定する使用料(以下「県営住宅使用料」という。)、岡山県立学校授業料徴収条例(昭和 24

年岡山県条例第 23 号) 第 1 条に規定する授業料(以下「県立学校授業料」という。)、岡山県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金貸与規則を廃止する規則(平成 14 年岡山県規則 52 号)に規定する返還金(以下「高等学校等(大学)奨学金返還金」という。)、岡山県高等学校貸付奨学金貸与規則を廃止する規則(平成 22 年岡山県規則第 38 号)に規定する返還金(以下「高等学校貸付奨学金返還金」という。)、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号)第 17 条に規定する掛金(以下「県立学校災害共済掛金」という。)並びに岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則(平成 18 年岡山県公安委員会規則第 9 号)第 1 条に規定する放置違反金及び第 7 条第 1 項に規定する延滞金(以下「放置違反金等」という。)とし、加入者及び取りまとめ店舗は、別表のとおりとする。

(県外等で株式会社ゆうちょ銀行が収納する公金の取扱)

第 34 条 前条の規定にかかわらず、株式会社ゆうちょ銀行が全国の店舗等で収納する公金は、県税、放置違反金等、地方税法第 37 条の 2 及び第 314 条の 7 に規定する寄附金(以下「ふるさと納税寄附金」という。)、母子・父子・寡婦福祉資金償還金等、高等学校等(大学)奨学金返還金、高等学校貸付奨学金返還金等とし、加入者及び取りまとめ店舗は、別表のとおりとする。

(口座振替により株式会社ゆうちょ銀行が収納する公金の取扱)

第 34 条の 2 前 2 条の規定にかかわらず、口座振替により株式会社ゆうちょ銀行が収納する公金は、県税、母子・父子・寡婦福祉資金償還金等、児童保護弁償金、県営住宅使用料、県立学校授業料及び県立学校災害共済掛金とし、加入者及び取りまとめ店舗は、別表のとおりとする。

(口座振替による収納)

- 第 35 条 指定金融機関等は、納入義務者から口座振替依頼書により口座振替の申出を受け、出納機関から納入通知書又は口座振替の依頼(データ伝送又は電子媒体)等が送付されたときは、振替日に振替収納の手続を取らなければならない。
- 2 第 6 条の規定は、前項の規定により収納した公金の振替について準用する。ただし、データ伝送又は電子媒体で収納する場合においては、「当該指定金融機関等の営業時間」とあるのは「振替指定日」と読み替えるものとする。
- 3 第 9 条の規定は、第 1 項の規定により収納した公金の振替について準用する。ただし、データ伝送又は電子媒体で収納する場合においては、「岡山県名義」とあるのは「翌営業日までに岡山県名義」と読み替えるものとする。
- 4 第 32 条の規定は、前項の規定により収納した公金の振替について準用する。ただし、データ伝送又は電子媒体で収納する場合においては、同条第 2 項中「当該農業協同組合の本所」とあるのは「農林中央金庫岡山支店」と、同条第 3 項中「取引店又は一般店」とあるのは「農林中央金庫岡山支店」と、同条第 7 項中「領収等をした日に」とあるのは「翌営業日までに」と、「普通預金」とあるのは「普通預金集計口」と読み替えるものとする。
- 5 知事は、口座振替収納事務の取扱に要する経費として、指定金融機関と別に定める口座振替収納手数料を指定金融機関等に支払うものとする。

(徴収又は収納受託者の納付に係る現金の領収)

第 36 条 指定金融機関等は、規則第 58 条の規定による徴収等受託者から納入通知書を添えて

現金の納付を受けたときは、当該通知書に添付されている収納金計算書により納付額を調査し、適正と認めたときはこれを領収し領収書を当該徴収等受託者に交付するとともに、その領収済通知書に収納金計算書を添えて当該領収済通知書に記載されている出納機関に送付し、納入通知書原符は自ら保管しなければならない。ただし、県外収納店については、第 22 条第 1 項の規定に準じ処理しなければならない。

- 2 指定金融機関等は、前項の規定により領収書を交付するときは、当該納入通知書の各片の欄外に「委託収納」と表示しなければならない。
- 3 指定金融機関等は、第 1 項の規定による収納金の納付が、当該年度の歳入金を受け入れることができる期間を経過した後であるときは、これを現年度所属の歳入金として取り扱い当該納入通知書各片の欄外に「現年度収入」と表示しなければならない。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、規則第 58 条第 3 項による承認を得た徴収等受託者の収入金の納付については、別途定める。

(納期限を経過した公金の収納)

第 37 条 指定金融機関等は、納期限を経過した公金の領収をする場合においては、納入通知書等に記載の金額を収納する。なお、納入通知書等に記載のない延滞金等を加算した金額での収納は行わない。

(1 年経過資金の歳入組入)

- 第 38 条 統括店及び取りまとめ店は、隔地払支払資金のうち、隔地払支払資金の交付の日から 1 年を経過し、まだ支払を終らないものがあるときは、その区分ごとに 1 箇月分を取りまとめ支払金 1 年経過報告書（別記様式第 5 号）及び納付書を作成し、歳入に組み入れるものとする。この場合において、隔地払支払資金については 1 年を経過した日にその送金の取消の手續をしなければならない。
- 2 前項の組入をした場合において、統括店及び取りまとめ店は、支払金 1 年経過報告書に領収済通知書を添えて翌月末日までに会計管理者に送付しなければならない。
 - 3 第 1 項の規定による納付書には「1 年経過資金」と表示しなければならない。

(未支払金の歳入組入の整理)

第 39 条 統括店及び取りまとめ店は、第 54 条に規定する隔地払支払資金を、前条の規定により歳入に組入の手續をしたときは、隔地払依頼書（別記様式第 8 号）及び隔地払の依頼（データ伝送又は電子媒体）により隔地払送金整理簿（別記様式第 6 号）を整理しなければならない。

(一時借入金の収納)

第 40 条 指定金融機関等は、一時借入金の借入については、その領収の日の属する会計年度をもって整理しなければならない。

(一時借入金の償還)

第 41 条 一時借入金の借入額の償還に係る支払は、一時借入金の戻出の方法により処理しなければならない。

第3章 歳出金の取扱

第42条 削除

(印鑑簿の備え付け)

第43条 統括店及び取りまとめ店は、資金交付書等に使用する印鑑簿を備え、支払の適正を期さなければならない。

第44条 削除

第45条 削除

第46条 削除

第47条 削除

(資金交付書等による支払)

第48条 統括店及び取りまとめ店は、会計管理者の振り出した資金交付書等の呈示を受けたときは、次の各号に掲げる事項を確認した後支払を行うとともに、資金交付書受領書（別記様式第6号の2）を会計管理者に提出しなければならない。

(1) 記載事項が整備されていること。

(2) 振出人の印鑑は、届出済のものと相違ないこと。

2 前項の規定は、規則第112条第2項ただし書の規定により資金振替を行う場合に準用する。この場合において、「統括店及びとりまとめ店」とあるのは「総括店」と、「資金交付書等」とあるのは「資金振替書」と、「支払」とあるのは「振り替え」と、「資金交付書受領書（別記様式第6号の2）」とあるのは「資金振替済報告書（別記様式第6号の3）」と読み替えるものとする。

第49条 削除

(公金振替による支払)

第50条 取引店は、出納機関から規則第120条に規定する公金振替の依頼（データ伝送又は電子媒体）とともに資金交付書の交付を受けたときは、振替の手続を取らなければならない。

(直接払)

第51条 現金支払にあつては、指定金融機関は規則第112条の規定により資金交付書及び資金交付内訳書等を照合し確認のうえ支払わなければならない。

2 県事務所で支払を行う必要がある場合、指定金融機関はその取引店において銀行振出小切手を発行しなければならない。

(口座振替による支払)

第52条 取引店及び取りまとめ店は、会計管理者から規則第110条の規定による当座振込依

頼書（別記様式第 8 号）又は口座振替払の依頼（データ伝送又は電子媒体）とともに資金交付書の交付を受けたときは、口座振替の手続を取らなければならない。

- 2 前項の規定による口座振替払については、所定の振込日に当該口座に入金となるよう振込の手続を取らなければならない。ただし、口座振替払の手続に支障のある場合については、この限りでない。
- 3 知事は、口座振替による支払事務の取扱に要する経費として、指定金融機関と別に定める口座振込手数料を指定金融機関及び指定代理金融機関に支払うものとする。

（官公署等の発した納入通知書等による支払）

第 53 条 取引店及び取りまとめ店は、出納機関から官公署等が発した納入通知書等を添えて小切手又は現金の交付を受けたときは、当該納入通知書等により指定納付先に払い込み、その領収書を出納機関に返付しなければならない。

（隔地払）

第 54 条 取引店及び取りまとめ店は、県内の隔地にある債権者に支払をするため、会計管理者から規則第 106 条の規定による隔地払依頼書又は隔地払の依頼（データ伝送又は電子媒体）とともに資金交付書の交付を受けたときは、当該金額を歳出金として払い出し、隔地払支払資金に組み入れた後振込票（別記様式第 8 号）を支払場所に指定された金融機関に送付しなければならない。

- 2 支払場所に指定されている金融機関が支払通知書の呈示を受けたときは、取引店及び取りまとめ店から送付された振込票と照合の上支払通知書の領収欄に領収年月日の記入及び記名押印させ、これと引き換えにその支払をしなければならない。
- 3 当該指定された金融機関は、支払済となった支払通知書を統括店又は取りまとめ店に送付しなければならない。
- 4 統括店及び取りまとめ店は、前項の規定により支払済みとなった支払通知書の送付を受けたときは、その都度取りまとめ、当該隔地払依頼書又は隔地払の依頼（データ伝送又は電子媒体）を発した出納機関に送付しなければならない。
- 5 取引店及び取りまとめ店は、第 1 項の規定による隔地払支払資金を、統括店及び取りまとめ店の雑口普通預金へ振り替えなければならない。
- 6 統括店及び取りまとめ店は、隔地払支払資金交付の日から 6 箇月経過した支払未済金については、その月中の該当分を取りまとめて支払金 6 か月経過報告書（別記様式第 10 号）を作成し、翌月末日までに会計管理者に送付しなければならない。

（隔地払に係る支払の特例）

第 55 条 隔地払の方法により福祉年金の支払をする場合においては、支払場所に指定された指定金融機関及び指定代理金融機関は福祉年金証書等により本人を確認の上領収書（別記様式第 11 号）を徴して支払をしなければならない。

第 56 条 削除

（繰替払による支払）

第 57 条 指定金融機関等は、繰替払請求書（領収書）の提出を受けたときにおいて、当該請求に係る経費が規則第 104 条の規定による通知を受けているものであるときはこれを受理し、

関係書類等によりこれを調査の上適正と認めるものについては、当該繰替払請求者が納付した収納金のうちからこれを支払い、領収書その他領収の証拠となる書類を徴さなければならない。

- 2 前項の規定により繰替払をしたときは、当該指定金融機関等は規則第 104 条の規定による繰替使用報告書に、領収書その他領収の証拠となる書類を添えてこれを関係の出納機関に送付しなければならない。

第 58 条 削除

第 59 条 削除

(未支払証明)

第 60 条 指定金融機関及び指定代理金融機関は、債権者から支払未済の証明を求められたときは、これを調査し証明しなければならない。

- 2 指定金融機関及び指定代理金融機関は、前項の規定による証明をした場合においては、出納機関から通知があるまでの間、当該支払を停止しなければならない。
- 3 指定金融機関及び指定代理金融機関は、債権者が、その発行の日から 1 年を経過した支払通知書等を呈示して支払未済の証明を求めたときは、これを調査し証明しなければならない。

(出納機関に対する証明)

第 61 条 指定金融機関等は、出納機関から公金に関する証明を求められたときは、これを調査し証明しなければならない。

(更正・訂正)

第 62 条 統括店は、規則第 67 条及び規則第 123 条の規定により更正通知書又は更正の通知（伝送データ又は電子媒体）の送付を受けたときは、更正の整理をするとともに更正済通知書又は更正済の通知（伝送データ又は電子媒体）を出納機関に送付しなければならない。

- 2 統括店及び取りまとめ店は、規則第 121 条の規定により訂正通知書の送付を受けたときは、訂正の整理をするとともに訂正通知書を出納機関に送付しなければならない。

第 4 章 報告及び決算

(出納報告)

第 63 条 取引店及び一般店は、毎日の公金の受払額を即日統括店へ報告しなければならない。

- 2 取りまとめ店は、公金の支払額を即日統括店へ報告しなければならない。
- 3 統括店は、毎日の公金取扱高の概算額を翌日会計管理者に報告しなければならない。
- 4 統括店は、第 1 項及び第 2 項の規定により報告を受けた金額が、第 32 条の規定により振込又は振替を受けた金額と合致し適正であると認めたときは、その合計額により出納日計表（別記様式第 14 号）を作成し、当該公金の振込又は振替を受けた日から原則として 20 日以内にこれを会計管理者に提出しなければならない。

(対照表の提出及び証明)

第 64 条 統括店は、毎月その取扱に係る公金の収納又は支払額について、次に掲げる対照表を調製し、原則として翌月末日までに会計管理者に提出しなければならない。

- (1) 一般会計収入金対照表 (別記様式第 15 号)
- (2) 一般会計支出金対照表 (別記様式第 16 号)
- (3) 特別会計収支金対照表 (別記様式第 17 号)
- (4) 歳入歳出外現金受払対照表 (別記様式第 18 号)
- (5) 一時借入金受払対照表 (別記様式第 19 号)

(代用納付証券等の出納報告)

第 65 条 第 24 条及び第 27 条の規定による代用納付証券等については別途集計するものとし、第 63 条から前条までに規定する各種報告書の金額に含めて計算することはできない。

ただし、報告書作成日現在において、本口預金に組み替えた金額については、この限りでない。

(決算書の提出)

第 66 条 統括店は、毎年度出納総決算書 (別記様式第 20 号) を調製し、6 月末日までに会計管理者に提出しなければならない。

(決算剰余金編入通知書)

第 67 条 統括店は、会計管理者から規則第 168 条の規定により決算剰余金編入通知書の送付を受けたときは、それぞれの区分に応じ繰越の手続きを取り、決算剰余金繰越済書 (別記様式第 21 号) を会計管理者に送付しなければならない。

(打切精算書の提出)

第 68 条 契約等により指定金融機関等の指定が取り消され又は変更された場合等においては、指定金融機関等は、会計管理者に対し打切精算書を提出しなければならない。

2 前項の場合において、会計管理者から特別の指示があったときは、統括店はその指示に従わなければならない。

(検査書類の提出等)

第 69 条 指定金融機関等は、検査を受ける場合においてはあらかじめ会計管理者から要求された書類を提出するとともに、担当職員をして立会及び説明に当たらせなければならない。

(現計書)

第 70 条 統括店は、出納機関から収入、支出及び受払の状況について証明を求められたときは、直ちに現計書 (別記様式第 22 号) を作成し提出しなければならない。

2 前項の現計書は、所属、年度及び会計種別 (歳入歳出外現金等を含む。) ごとの収入、支出及び受払の額を記載したものでなければならない。

第 5 章 歳入歳出外現金等

(歳入歳出外現金等の年度所属区分)

第 71 条 歳入歳出外現金及び基金に属する現金の年度区分は、その受払を行った日の属する年度とする。

(その他のものの受払)

第 72 条 指定金融機関等は、特に規定するものを除くほか、一時借入金又は歳入歳出外に属する現金の受払については、歳入金及び歳出金の例により処理しなければならない。ただし、これらに属する書類には、すべてその整理区分に応じた表示をしなければならない。

(基金現金の取扱)

第 73 条 指定金融機関は、法第 241 条の規定により設置された基金に属する現金（以下「基金現金」という。）については、出納機関の通知に基づき処理しなければならない。

(本口基金現金及び別口基金現金)

第 74 条 指定金融機関は、基金現金を本口基金現金及び別口基金現金に区分し整理しなければならない。

- 2 本口基金現金は、基金現金のうち定額の資金を運用するための基金を除くすべての基金現金をいうものとする。
- 3 別口基金現金は、定額の資金を運用するために設けられた基金現金をいうものとする。
- 4 指定金融機関は、本口基金現金及び別口基金現金を、その設置種類別に区分して整理しなければならない。

(基金現金への受入)

第 75 条 統括店は、規則第 169 条の規定により基金編入通知書の送付を受けたときは、決算剰余金から当該金額を払い出し、所定の基金現金に受入の手続をしなければならない。

第 76 条 削除

(別口基金現金の受払)

第 77 条 指定金融機関は、別口基金現金の受入及び払出について、それぞれ第 9 条及び第 12 条の規定を準用する。

- 2 前項に規定する預金は、第 10 条、第 12 条及び第 54 条に規定する預金と区分し整理しなければならない。

第 78 条 削除

(規定の準用)

第 79 条 指定金融機関等は、特に規定するものを除くほか、別口基金現金の受払については、歳入金及び歳出金取扱の例により処理しなければならない。

- 2 基金現金に関する日報の提出については、第 63 条の規定を準用する。

(基金現金の対照表等)

第 80 条 基金現金の受入及び払出について統括店は、第 64 条の規定に準じ対照表を提出しな

なければならない。

第6章 帳簿及び書類

(統括店の備えるべき帳簿)

第81条 統括店は、次に掲げる帳簿を備え、所定の事項を登記しなければならない。

(1) 収支総整理簿(別記様式第23号)

会計管理者の定める区分ごとに口座を設け、公金の受払額を整理する。

(2) 指定預金整理簿(別記様式第24号)

会計管理者の定める区分ごとに口座を設け、指定預金の整理をする。

(3) 一般会計収支金内訳簿(別記様式第25号)

出納機関別に整理する。

(4) 特別会計収支金内訳簿(別記様式第26号)

出納機関別に整理する。

(5) 一時借入金内訳簿(別記様式第27号)

法第235条の3の規定による一時借入金の受払額を整理する。

(6) 歳入歳出外現金内訳簿(別記様式第28号)

規則第173条に定める整理区分ごとに口座を設け、出納機関別に整理する。

(7) 基金現金預金整理簿(別記様式第29号)

会計管理者の定める区分ごとに口座を設け、受払額を整理する。

(8) 隔地払支払資金内訳簿(別記様式第32号)

出納機関別の口座を設け、隔地払支払資金として交付を受けた資金の受払額を整理する。別口基金現金は、別に口座を設けて整理する。

(取引店の備えるべき帳簿)

第82条 取引店は、次に掲げる帳簿を備え、所定の事項を登記しなければならない。

(1) 収納金内訳簿(別記様式第33号)

現金をもって収納した収納金及び代用納付証券をもって収納した収納金で、手形交換等の方法により決済されたものを整理する。ただし、銀行所定の別段預金元帳をもってこれに代えることができる。

(2) 納付証券整理簿(別記様式第35号)

代用納付証券をもって納付された収納金を整理する。ただし、電子交換手形システム又は銀行所定の不渡手形記入帳へ記録することにより、これに代えることができる。なお、代用納付証券をもって納付された収納金がない場合は、作成を省略することができる。

(3) 別口収納金内訳簿(別記様式第33号)

代用納付証券等をもって収納した収入金を、手形交換等の方法による決済(支払拒絶を受けたものを含む。)までの間整理する。この場合、証券と現金に区分し整理しなければならない。ただし、銀行所定の別段預金元帳をもってこれに代えることができる。なお、代用納付証券等をもって収納した収入金がない場合は、作成を省略することができる。

(取りまとめ店の備えるべき帳簿)

第 83 条 取りまとめ店は、次に掲げる帳簿を備え、所定の事項を登記しなければならない。

- (1) 収納金内訳簿 (別記様式第 33 号)
- (2) 納付証券整理簿 (別記様式第 35 号)
- (3) 別口収納金内訳簿 (別記様式第 33 号)
- (4) 県内 (県外) 支払資金内訳簿 (別記様式第 32 号)

(一般店、取扱店及び収納店の備えるべき帳簿)

第 84 条 一般店、取扱店及び収納店は、次に掲げる帳簿を備え、所定の事項を登記しなければならない。ただし、県外収納店は、収納店所定の帳簿を備え、所定の事項を登記しなければならない。

- (1) 収納金内訳簿 (別記様式第 33 号)
- (2) 納付証券整理簿 (別記様式第 35 号)
- (3) 別口収納金内訳簿 (別記様式第 33 号)

(補助簿等)

第 85 条 第 81 条から前条までに規定するもののほか、指定金融機関等は、会計管理者の承認を得て補助簿その他の帳簿を設けることができる。

(書類の保存)

第 86 条 指定金融機関等は、収納又は支払に関する証拠書類を各々取扱日順に整理し、月別に編冊保存しなければならない。

2 前項の規定による書類の保存期間は、統括店が会計管理者の承認を受けて定めるものとする。

なお、その変更についてもまた同様とする。

第 7 章 雑則

(利盛)

第 87 条 統括店は、収納の日から支払、振込又は振替の日の前日迄の利盛をしなければならない。

(指定金融機関等の店頭表示)

第 88 条 指定金融機関等は、店頭に次の各号に定める看板を掲げるなど利用者が分かりやすい表示に努めなければならない。ただし、県外収納店は、この限りでない。

- (1) 指定金融機関は、「岡山県指定金融機関」とする。
- (2) 指定代理金融機関は、「岡山県指定代理金融機関」とする。
- (3) 収納代理金融機関は、「岡山県収納代理金融機関」とする。

(収納金払込遅延に伴う延滞金)

第 89 条 取りまとめ店、取扱店及び収納店は、第 32 条第 1 項から第 5 項までの規定による収納金の払込を遅延したときは遅延日数に応じ年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額

を、延滞金として納付しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事由による場合については、この限りでない。また、県外収納店に係る延滞金については、集中収納店が納付するものとする。

(株式会社ゆうちょ銀行が収納する公金の取扱)

第 90 条 株式会社ゆうちょ銀行が収納する公金の取扱について、この規程によることが困難な場合は、県、指定金融機関及び株式会社ゆうちょ銀行が協議の上、定めることとする。

(店舗内店舗方式で統合された取引店等の取扱の特例)

第 91 条 店舗内店舗方式で統合された取引店、一般店、取扱店及び収納店（以下「取引店等」という。）において、県公金の取扱が見込まれない場合は、当該取引店等は第 82 条又は第 84 条に掲げる帳簿の作成を省略することができる。

(適用除外)

第 92 条 取引店等における地方税統一 Q R コードを利用した納入通知書等による収納に係る公金の取扱については、第 1 章（第 1 条、第 9 条第 1 号、第 12 条から第 19 条までを除く。）、第 2 章（第 34 条の 2、第 35 条、第 38 条から第 41 条までを除く。）、第 6 章（第 81 条及び第 83 条第 4 号を除く。）及び第 89 条の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行し、昭和 39 年度分から適用する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第 89 条に規定する収納金払込遅延に伴う延滞金の年 14.5%の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.25%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年 7.25%の割合を加算した割合とする。

前 文 (抄) (昭和 44 年 3 月 26 日)

昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 49 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 49 年 9 月 7 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 3 月 17 日)

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行し、昭和 61 年度分から適用する。

附 則 (平成 5 年 3 月 26 日)

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 21 日)

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 10 日）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 1 月 28 日から施行する。

附 則（平成 15 年 12 月 26 日）

この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 18 日）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 15 日）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 26 日）

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 5 日）

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 19 年 10 月 1 日）

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日）

この規程は、平成 20 年 4 月 21 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 2 日）

この規程は、平成 20 年 6 月 2 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 10 日）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の附則第 2 項の規定は、延滞金のうち平成 26 年 4 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の第 39 条の規程は、県外隔地払資金を第 38 条の規程により歳入に組入の手続をする場合においては、令和 7 年 4 月 30 日までの間は、なお従前の例による。

3 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別 表

振 替 預 金 口 座 一 覧 表

口座番号	加 入 者 名	取りまとめ 店 舗	収納する公金等
01280- 5-960001	岡山県 備前県民局出納員	広島貯金 事務センター	・県税 ・母子・父子・寡婦福祉資金償還金等
01200- 8-960003	岡山県 備中県民局出納員	〃	・県税 ・母子・父子・寡婦福祉資金償還金等
01290- 6-960002	岡山県 美作県民局出納員	〃	・県税 ・母子・父子・寡婦福祉資金償還金等
01290- 0-960010	岡山県会計管理者	〃	・心身障害者扶養共済掛金 ・県営住宅使用料 ・県立学校授業料 ・県立学校災害共済掛金 ・ふるさと納税寄附金 ・母子・父子・寡婦福祉資金償還金等 ・高等学校等（大学）奨学金返還金 ・高等学校貸付奨学金返還金 ・一般旅券発給手数料 等
01280- 8-960076	岡山県 福祉相談センター 出納員	〃	・児童保護弁償金
01200- 1-960078	岡山県 倉敷児童相談所	〃	・児童保護弁償金
01290- 0-960077	岡山県 津山児童相談所	〃	・児童保護弁償金
01230- 0-960089	岡山県庁	〃	・県税（たばこ税） ・放置違反金
00120- 2-967029	岡山県会計管理者	東京貯金 事務センター	<振替MT収納用> ・県税（自動車税種別割）
01340- 2-960999	岡山県会計管理者	広島貯金 事務センター	<口座振替収納用> ・県税（自動車税種別割） ・県営住宅使用料 ・母子・父子・寡婦福祉資金償還金等 ・児童保護弁償金
01360- 4-961006	〃	〃	<口座振替収納用> ・県立学校授業料 ・県立学校災害共済掛金

別記

様式第 1 号

支 払 拒 絶 証 券 送 付 書
年 月 日

岡山県会計管理者 殿
(県事務所出納員)

岡山県指定金融機関等
(銀 行 名) 印

さきに払い込まれた次の証券について、支払のため呈示又は請求したところ支払を拒絶されたので、収納を取消し当該証券を送付します。

払込年月日		納付金額		円		納付証券額面金額		円	
納付者住所						氏 名			
年度		会計種別				納付書番号			
款	項	目				節			
支 払 拒 絶 証 券 の 内 容									
証券の種類		記号及び番号		振 出 人 住 所		同 氏 名			
支 払 人 住 所		同 氏 名		振出年月日		呈示年月日		拒絶年月日	
<u>支払拒絶の理由、その他</u>									

- 備考 1 支払人の支払拒絶年月日、認印のある当該証券を添付のこと。
2 3 部複写（支払拒絶証券送付書 2 部（1 部控）、支払拒絶証券領収証書 1 部）

様式第 1 号の 2

支 払 拒 絶 証 券 領 収 証 書
年 月 日

岡山県指定金融機関等
(銀 行 名) 御中

岡山県会計管理者
(県事務所出納員) 印

年 月 日付をもって送付された次の証券は領収しました。

払込年月日		納付金額		円		納付証券額面金額		円	
納付者住所				氏 名					
年度		会計種別		納付書番号					
款	項	目		節					
支 払 拒 絶 証 券 の 内 容									
証券の種類		記号及び番号		振 出 人 住 所		同 氏 名			
支 払 人 住 所		同 氏 名		振出年月日		呈示年月日		拒絶年月日	
<u>支払拒絶の理由、その他</u>									

備考 支払拒絶証券送付書と複写とする。

様式第 2 号

証 券 等 還 付 通 知 書

年 月 日

(納 付 者)

殿

岡山県指定金融機関等

(銀 行 名)

印

貴殿が納付された次の証券は支払人に呈示又は請求したところ支払を拒絶されたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 第 4 項の規定により、初めから納付がなかったものとして処理します。納付された証券を還付しますから同封の請求書により請求してください。

納付年月日	納付金額	円	納付証券額面金額	円
証 券 の 内 容				
証券の種類	記号及び番号	振 出 人 住 所	同 氏 名	
支 払 人 住 所		同 氏 名	振出年月日	拒絶年月日
拒絶の理由、その他 納付金の内容				

備考 4 部複写（証券等還付通知書 2 部(1 部控)、無効証券等還付請求書 1 部、無効証券領収証書 1 部）

様式第3号

無効証券等還付請求書
年 月 日

岡山県指定金融機関等

(銀行名) 御中

(納入者住所)

(氏名) 印

年 月 日付の証券等還付通知書に記載の次の支払拒絶証券の償還を請求します。

納付年月日	納付金額	証券の住所		円	納付証券額面金額	円
証 券 の 内 容						
証券の種類	記号及び番号	振 出 人 住 所		同 氏 名		
支 払 人 住 所		同 氏 名		振出年月日	拒絶年月日	
拒絶の理由、その他 納付金の内容						

備考 証券等還付通知書と複写とする。

様式第 4 号

無効証券領収証書
年 月 日

岡山県指定金融機関等

(銀行名) 御中

(納入者住所)

(氏名) 印

次の証券を領収しました。

納付年月日	納付金額	証券の住所	円	納付証券額面金額	円
証券の住所					
証券の種類	記号及び番号	振出住所	同氏名		
支払人住所		同氏名	振出年月日	拒絶年月日	
拒絶の理由、その他 納付金の内容					

備考 証券等還付通知書と複写する。

(銀) (名)

國	山	指	定	金	融	機
國	山	指	代	理	金	融

[illegible]

[illegible]

資金交付書受領書

年度（交付番号）第 号（支払日） 年 月 日

金 額	兆	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

上記金額の資金交付書を受領いたしました。

年 月 日

岡山県会計管理者（氏名） 殿

岡山県指定（代理）金融機関
（銀行名）

資金振替済報告書

年度（振替番号）第 号（振替日） 年 月 日

金 額	兆	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

上記に記載の金額を岡山県指定代理金融機関（ 銀 行 名 ） に
振り替えました。

年 月 日

岡山県会計管理者（ 氏 名 ） 殿

岡山県指定金融機関
株式会社 中国銀行

様式第8号

隔地払・当座振込 テレ発信 依頼書										公金		検 印 モニター 照合印		検 印 モニター 作成印		検 印 受付印	
依頼 年 月 日				課所コード		年度		支払方法		個別ID							
金 額		円															
支払内訳																	
歳入/歳出		会計		繰		款		項		目		節		金 額			
		決議番号						内訳番号		(枝番)							
歳入														円			
歳出														円			
支払方法			支 払 銀 行														
県内																	
口座振替																	
		預金 種別				口座 番号											
		名義人															
支払内容等																	
課 所																	

受取人住所 / 氏名		様 (債権債務者コード)													
------------	--	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

左記金額を受取人へ支払してください。

印

振込票										検印 照合確認印 受付印					
取組日			年 月 日		課所コード		年度		支払方法		個別ID				
金額		円													
支払内訳															
歳入/歳出		会計		繰		款		項		目		節		金額	
		決議番号						内訳番号				(枝番)			
歳入														円	
歳出														円	
支払方法			支払銀行												
県内															
口座振替															
		預金種別				口座番号									
		名義人													
支払内容等															
課所															

公金

岡山県指定金融機関

岡山県指定代理金融機

印

受取人住所 / 氏名

様

様式第9号の2 削 除

様式第 1 1 号

福祉年金

領 収 書

年度	一 般 会 計				年 月 日発行													
					年金証書番号 令 身 第 号 母													
課(所)コード	所 属 年 度	歳 入 歳 出	会 計 種 別	繰 越	科 目 コ ー ド				整 理 番 号									
					款	項	目	節										
<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; width: 10%;">金</td> <td style="text-align: center; width: 10%;">千</td> <td style="text-align: center; width: 10%;">百</td> <td style="text-align: center; width: 10%;">拾</td> <td style="text-align: center; width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 上記の金額を領収しました。 年 月 日 岡山県会計管理者 (氏 名) 殿									金	千	百	拾	円					検 印
										金	千	百	拾	円				
									印鑑照合									
受 付																		
出 納																		
受 取 人	住 所																	
	氏 名		印															

様式第 1 2 号 削除

様式第 1 3 号 削除

年度一般会計収入金対照表 (甲号) (乙号)

年 月 分

前月までの累計 (円)	本 月			分 戻 出 額 (円)	累 計 (円)	
	収 入 額 (円)	更 正 額 (円)				
上記のとおり提出します。						
岡山県会計管理者 岡山県指定金融機関 株式会社中国銀行事務企画部 殿						

備 考 甲 号 及 び 乙 号 は 別 紙 と し、 複 写 と す る。

年度一般会計支出金対照表 (甲号) (乙号)

年 月 分

支		出				額	
前月までの累計 (円)	本		月	分	累	計 (円)	
	支	払 額 (円)	更 正 額 (円)	戻 入 額 (円)			
上記のとおり提出します。							
岡山県会計管理者							
殿							
岡山県指定金融機関 株式会社 中国銀行 事務企画部							

備 考 甲号及び乙号は別紙とし、複写とする。

年度特別会計収支金対照表(甲号)(乙号)

年 月 分

種 別	収 入					額	
	前月までの 累計 (円)	本 月			計 (円)		
		収入額 (円)	更正額 (円)	戻出額 (円)			
計							

種 別	支 出					額		残 額 (A) - (B) (円)
	前月までの 累計 (円)	本 月			計 (円)			
		支払額 (円)	更正額 (円)	戻入額 (円)				
計								

上記のとおり提出します。

岡山県会計課管理者

年 月 日

殿

岡山県指定金融機関
株式会社中国銀行事務企画部

備考 甲号及び乙号は別紙とし、複写とする。

備考

- 1 交換未済額があるときは払出済累計欄に（ ）を附し記入のこと。
- 2 甲号及び乙号は別紙とし、複写とする。

年度一時借入金受払対照表 (甲号) (乙号)

年 月 分

借 入			返 済			額		差 借	入 引 額
前月までの 累計	本 月 分	累 計	前月までの 累計	本 月 分	累 計	額	計		
円	円	円	円	円	円		円		円
上記のとおり提出します。									
岡山県会計管理者 殿									
岡山県指定金融機関 株式会社中国銀行事務企画部									

備考 甲号及び乙号は別紙とし、複写とする。

様式第 2 0 号

年 度 出 納 総 決 算 書

年 度

種 別	受 (円)	種 別	払 (円)
一 般 会 計		一 般 会 計	
特 別 会 計		特 別 会 計	
		計	
		繰 越 高	
合 計		合 計	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

岡山県会計管理者

(氏 名) 殿

岡山県指定金融機関

株式会社中国銀行事務企画部 印

様式第 2 1 号

決 算 剩 余 金 繰 越 済 書

金 額				
-----	--	--	--	--

上記の 年度決算剰余金を、下記内訳のとおり繰越編入しました。

年 月 日

岡山県会計管理者

(氏 名) 殿

岡山県指定金融機関

株式会社中国銀行事務企画部 印

繰 越 内 訳 書				
番 号	年 度	会 計 種 別	繰越編入額	備 考
			円	
摘 要				

備考 決算剰余金編入通知書と複写する。

現 計 書

会計種別

年度

摘 要		収 入	支 出	年 度
年 月 日までの累計		額 円	額 円	
会計管理者又は出納員 (氏 名)		年 月 日		
殿		岡山県指定金融機関 株式会社中国銀行事務企画部		

様式第23号

収 支 総 整 理 簿

会計種別

[illegible]

様式第24号

指 定 預 金 整 理 簿

(区 分)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

様式第27号

一時借入金内訳簿

[illegible]

様式第 2 9 号

基金現金預金整理簿

(基金の種別ごと)

年 月 日			摘 要	受 入 額	払 出 額	残 高

様式第 3 0 号 削除

様式第 3 1 号 削除

様式第 3 2 号

隔地払支払資金内訳簿

[illegible]

様式第 3 3 号

収 納 金 内 訳 簿

年 月 日			摘 要	受 入 額	払 出 額	残 高

注 別口収納金内訳簿として使用する場合は、収納金内訳簿の前に別口と表示すること。

様式第 3 4 号

削除

様式第 3 5 号

納 付 証 券 整 理 簿

収 納 年月日	証 券 の 種 類		額 面 金 額	納 付 額	振 出 地 振出人氏名	支 払 地 支払人氏名		払出地 (発行) 年月日	納付者住所 納付者氏名		支払請求年月日 現金収納年月日	支払拒絶年月日 還付通知年月日		還 付 (送付) 年月日	適用
	記号及び番号														
			円	円											

備考 納付者別に証券 1 枚ごとに記入のこと。